

各位

株式会社 東北銀行

東北銀行・岩手銀行・北日本銀行による 相続手続きの共通化について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上尚登）、株式会社岩手銀行（取締役頭取 田口幸雄）、株式会社北日本銀行（取締役頭取 石塚恭路）は、下記のとおり、預金等の相続手続きの取扱いを共通化しますのでお知らせいたします。

当行は、今後ともサービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 共通化の目的

銀行における相続手続きは、煩雑であるうえ、銀行ごとに提出する書類や書式に違いがあるため、お客さまのご負担が課題となっていました。

こうしたお手続きのご負担を軽減するため、岩手県に本店を置く地方銀行三行（東北・岩手・北日本銀行）が協力して、今般、相続手続きを共通化するものです。

2. 共通化の概要

(1) お客さまにご記入いただく書式の共通化

(2) お客さまからご提出いただく書類の共通化

（注） 本件は三行が共同して相続手続きを行うものではありません。また、一部の手続きについては、各行の取り扱いが相違するものもございます。

3. 共通化開始日

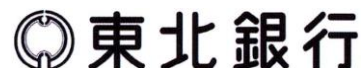
2021 年 10 月 1 日（金）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

事務統括部（担当：坂下）

電話番号：019-654-1311



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>